

各県ガイドライン運用要領(参考例)の比較(岡山県, 香川県, 三重県)

| 項目 | 岡山県 (H25. 3月) | 香川県 (H26. 10月) | 三重県 (H27. 12月) |
|--------|---|--|---|
| 趣旨 | <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、個人のプライバシーに配慮しつつ、事項に定める設置目的を達成するため、●●●●●施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。</p> | <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、____施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。</p> | <p>1 趣旨</p> <p>この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○○(設置者)が△△△(場所・施設)に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。</p> |
| 設置目的 | <p>2 設置目的</p> <p>防犯カメラは●●●●●施設における犯罪の防止事故防止のために設置するものとする。 または●●●●●施設に次の目的のため、防犯カメラを設置する。 ① 犯罪の未然防止及び事故防止 ② 来店者の動線分析 ③ 来店者数、混雑度等の情報分析(その他設置目的があれば列挙) ※ 個人のプライバシーに配慮した適正な防犯カメラの設置・運用には、まず、カメラの設置目的をきちんと定めることが大切です。</p> | <p>2 設置目的</p> <p>防犯カメラは、____施設における犯罪防止及び事故防止のために設置する。 (※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。)</p> | <p>2 設置目的</p> <p>防犯カメラは、△△△(場所・施設)における犯罪防止や事故防止のために設置する。</p> |
| 管理責任者等 | <p>3 管理責任者等</p> <p>① 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。 ② 管理責任者は、●●●●●とする。 ③ 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。 ④ 操作取扱者は、●●●●●(※)とする。 ※ 又は、「管理者が指定した者」とします。 ⑤ 管理責任者の責務は次のとおりとする。 ア 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。 イ 操作取扱者に対する指導、監督に関すること。 ウ その他画像等の適正な取扱いに関すること。</p> | <p>4 管理責任者等</p> <p>(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。 (2) 管理責任者は、____とする。 (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。 (4) 操作取扱者は、____とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」) (※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。) (5) 管理責任者の責務は次のとおりとする。 ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。 ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。</p> | <p>4 管理責任者等</p> <p>(1) ○○○(設置者)は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。 (2) 管理責任者は***とする。 (3) 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。 (4) 操作取扱者は***とする。 【※管理責任者だけが防犯カメラ等を取り扱う場合は、(3)(4)は不要です。】</p> |

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 設置者等の責務 | | | <p>5 設置者等の責務</p> <p>(1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。</p> <p>(2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。</p> |
| 設置の場所等 | <p>4 設置の場所等</p> <p>① 設置の場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、●●●●施設に●台の防犯カメラを設置する。 ※ 配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示します。（別紙配置図参照）</p> <p>② 設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。 ※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は除きます。</p> <p>③ モニター装置及びカメラの操作装置等の設置場所は●●●室とし、原則として、管理責任者、取扱操作者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。</p> | <p>3 設置場所等</p> <p>(1) 設置場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、___施設に__台の防犯カメラを設置する。〔※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。（別紙配置図参照）〕</p> <p>(2) 設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。〔※ 表示板には、設置者名を記載します。（別紙表示例参照）〕</p> | <p>3 設置の場所等</p> <p>(1) 設置の場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、△△△（場所・施設）に○台の防犯カメラを設置する。 【※ 配置図には、カメラの位置、撮影方向を表示します。（別紙1「防犯カメラ等配置図の作成例」参照）】</p> <p>(2) 設置の表示 防犯カメラを設置する建物や施設の出入り口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名、連絡先を記載することとする。 【※施設の名称等から設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示しないことができます。（別紙2「防犯カメラ設置表示板の作成例」参照）】</p> |

5 画像等の処理

- ① 保管場所
録画装置の保管場所は、●●室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。
原則として画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。
- ② 立入制限
保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可したもの以外は立ち入らせない。
- ③ 保存期間
保存期間は、●●とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
- ④ 画像等の消去
保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。
記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

5 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、____とする。記録媒体は保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。
- (2) 画像の不必要な複写等の禁止
保存した画像の不必要な複写や加工を行わない。
- (3) 保存期間
保存期間は、____とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。
(※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。)
- (4) 画像の消去
保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。
記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像データ等の管理

- (1) 保管場所
録画装置及び記録媒体の保管（場所）は保管庫（×××室）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。
- (2) 立ち入り制限等
録画装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。
保管場所には、〇〇〇（設置者）、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。
- (3) 保存期間
画像データの保存期間は〇日間とする。
- (4) 画像データの不必要な複製及び加工の禁止
画像データの不必要な複製や加工を禁止する。
- (5) 画像データの消去等
保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかにかつ、確実に消去することとする。
記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

| | | | |
|--------------------|---|--|---|
| 6 画像等の利用及び提供の制限 | <p>6 画像等の利用及び提供の制限 記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。 また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づく場合 ○ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合 ○ 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合 <p>※ 防犯目的以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に提供する必要がある場合はその内容を記載します。 画像等の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像等の内容等を別記様式に記録するものとする。</p> | <p>6 画像の利用及び提供の制限</p> <p>(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者への閲覧・提供を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令に基づく場合 イ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合 ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合 エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合 <p>(※ 来店者の動線分析等防犯以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に提供する必要がある場合は、その旨を記載します)</p> <p>(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。(別紙画像提供記録書参照)</p> | <p>7 画像データの利用及び提供の制限</p> <p>(1) 画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令に基づく場合 イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために、緊急の必要性がある場合 ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合 エ 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合又は本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にもなう費用は、請求者本人が負担するものとする。 <p>(2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実にを行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。【※ 別紙2「画像データ提供記録書の例」参照】</p> |
| 保守点検 | <p>7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、●か月ごとに保守点検を行うものとする。</p> | <p>7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、__か月ごとに保守点検を行う。</p> | <p>9 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。</p> |
| 問い合わせ・苦情等の処理 | <p>8 問い合わせ・苦情等の処理 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。</p> | <p>8 問い合わせ・苦情等への対応 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。</p> | <p>8 苦情等への対応 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておくなど、対応要領を定めておくことが必要です。</p> |
| 附則 | | | <p>附則 この規程は、平成○年○月○日から施行する。</p> |